

法律知識 No.38



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。

Q

相手からの嫌がらせを止めようとして、手で押し倒してしまった場合、“暴行罪”として罪に問われるのか、“正当防衛”が認められるのか教えてほしい

〈今回の事例〉

私が不動産を営んでいる建物と土地は、私と兄で2分の1ずつ共有していました。ところが、兄には借金があり、建物と土地の共有持分権が競売にかけられ、Aさんが共有持分権者となりました。Aさんは私に建物と土地を明け渡すよう訴えを起こしてきましたが、明渡しを請求された訴訟は、私の勝訴で終わりました。

先日、裁判で結論が出たにもかかわらず、Aさんが建物に使用禁止の看板を何度も取り付けようとしていたため、Aさんのことを手で数回押したところ、Aさんは倒れてしまいました。私は女性で、身長は150センチメートルしかありませんが、Aさんは男性で身長は180センチメートルほどありますし、力を入れて押したわけではありません。わざと倒れたのではないかと思います。Aさんが警察に通報したため、私は警察から事情を聴かれることになりました。私は暴行罪に問われるのでしょうか。

押し倒されたから
“暴行罪”だ！



Aさん



相談者

自分の権利を守る
ためなので“正当
防衛”です！

A

Aさんを押したことは、暴行罪に該当すると言わざるを得ませんが、**今回は正当防衛が成立し、罪に問われることはありません。正当防衛は、違法な侵害が行われているか、または差し迫っている際に、自分や人の権利を守るため、やむを得ずに反撃行為をしたときに成立します。**

今回、Aさんは、訴訟で負けているにもかかわらず、建物に使用禁止の看板を取り付けようとしています。したがって、相談者自身の権利に対する違法な侵害が行われているといえます。

また防衛行為も、本来であれば倒れるようなことのない力で数回押した程度であり、体格や性別の違い、今までの事情からすれば、やむを得ずにした行為といえ、正当防衛が成立します。

ただ、手を出している以上、起訴される可能性はあります。被告人となると、結果的に無罪となったとしても、多大なストレスを受けることとなります。今回の事例の場合、たとえ違法な行為をされたとしても、その場では手を出さず、民事訴訟などの手段を採り解決していくことが、より良い方法だったのではないのでしょうか。